

新しいルールができました

明石の海を利用するすべての人が、安全・安心にマリンスポーツを楽しむよう、2022年に新しいルールができました。

明石市水上オートバイ等の安全な利用の促進に関する条例

“遊泳者安全区域”の設置

期間を定めて遊泳者安全区域を設置します。区域内は水上オートバイ等の乗り入れ、引き入れは禁止します。



市内4か所に設置しています

大蔵海岸、林崎・松江海岸、藤江海岸、江井島海岸

危険行為の禁止及び罰則規定

危険行為の禁止

遊泳者の近くで危険を生じさせるおそれのある速力での航行や急回転、ジグザグ航行をしてはいけません。

市独自の罰則

遊泳者安全区域で上記のような危険行為をした者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられます

安全に楽しもう! 明石市水上バイク条例 ができました



明石市
2022年4月



発行／明石市都市局 海岸・治水課

TEL 078-918-5042
FAX 078-918-5109



ルールを守って明石の海を楽しもう！

ルールを守って
明石の海を
楽しもう！

水上バイクはゴイの外側で運転を



ゴイの中に入り込んで、危険な運転をすると
明石市の条例違反となります



二重ゴイを設置

遊泳者安全区域

泳ぐときは、
ゴイの内側が安全です



この安全区域は、市内4か所に設置しています
大蔵海岸、林崎・松江海岸、藤江海岸、江井島海岸

危険行為の禁止及び罰則規定

市町村条例で

懲役刑を盛り込みました **全国初**

遊泳者安全区域への
乗り入れ

+

遊泳者安全区域での
危険行為※

※遊泳者の近くで危険を生じさせるおそれのある速力での航行や急回転、シグザグ航行など

→ **6月以下の懲役**
または **50万円以下の罰金**

監視カメラを設置

